

次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の骨子案について

令和 2 年 9 月 30 日
食品生活衛生課

1 趣旨

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（平成 27 年度～令和 2 年度）」について、法改正等の社会情勢の変化及びこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、次期プラン（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）を策定する。

2 次期プランの位置付け

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における「治安・暮らしの安全」に掲げる目指す姿を実現するため、具体的な取組等を定めるもの

目指す姿：「生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築され、県民は安全な食品を安心して食べることができています。」

3 プランの概要

(1) 目的

生産者、事業者、消費者及び行政が自主的かつ相互に連携し、生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した取組を推進し、食品の安全と安心を確保する。

(2) 施策体系

現行プランのあるべき姿を引き継ぎ、ビジョンに掲げる目指す姿を実現するため、次期プランでは目指す姿を「安全」と「安心」に分けて整理し、その目指す姿の実現に寄与する取組内容を施策領域ごとに設定した。

あるべき姿 (概ね 30 年後)	目指す姿 (10 年後)	施策領域	取組の柱	取組内容
みんなで創る 安全な食品を 安心して食べ ることができる 社会	生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。	安全な食品 の提供	衛生管理	○生産から製造・加工、流通の各段階における生産工程管理・自主衛生管理体制の定着
			危機管理	○違反・健康被害発生時の速やかな報告・回収・公表体制の確立
	流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。	安心感の醸成	食品表示	○適正な食品表示による正確な情報伝達の推進
			リスクコミュニケーション	○生産者、事業者、消費者及び行政における相互理解の促進 ○消費者の食品を選択するための知識の普及

(3) 施策マネジメント

食品安全推進協議会を設置し、施策の具体的取組の設定、施策の推進状況の評価を行う。

4 スケジュール（案）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定	骨子案検討		素案検討				最終案検討		改定公表
食品安全推進協議会	●骨子案				●素案			●最終案	
議会			●常任委員会 (骨子案)				●常任委員会 (素案)		

次期「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」骨子（案）

あるべき姿（概ね30年後）

- みんなで創る，安全な食品を安心して食べることができる社会

目指す姿（10年後）

- 生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。→【領域Ⅰ】安全な食品の提供
- 流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており，安全な食品を安心して食べることができています。→【領域Ⅱ】安心感の醸成

【領域Ⅰ】安全な食品の提供

〔1〕衛生管理

目指す姿 (5年後)	生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し，食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており，県内における大規模な集団食中毒の発生が抑えられてきています。
KPI（案） ※	<ul style="list-style-type: none"> ・有症者50人以上の集団食中毒発生件数（過去5年平均） ・GAP認証件数 ・監視指導件数 ・食品衛生講習会開催数 ・農薬危害防止講習会参加者数 など
取組の方向性（案） ※	<ul style="list-style-type: none"> ・GAPの導入・定着 ・HACCPの定着 ・監視指導体制の充実 など

〔2〕危機管理

目指す姿 (5年後)	生産者・事業者が自社製品において違反又は健康被害の可能性のある旨を探知した場合には，速やかな情報収集を行い， <u>早期に製品の回収に着手</u> できるようになってきています。
KPI（案） ※	<ul style="list-style-type: none"> ・回収着手報告書提出までの所要日数 （喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ，Ⅱ，Ⅲに分類されており，クラスⅠ及びⅡを対象とする。） ・危機管理マニュアル整備施設数 ・相談窓口設置施設数 ・食品の試験検査検体数 など
取組の方向性（案） ※	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の整備 ・健康被害事案への対応 ・検査体制の充実 など

【領域Ⅱ】安心感の醸成

〔1〕食品表示

目指す姿 (5年後)	事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、 <u>不適切な食品表示が減少</u> してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、 <u>商品の情報を正確に把握</u> できるようになってきています。
KPI (案) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・表示違反（不良）による回収件数（過去5年平均） ・表示講習会受講者数 ・食品表示ウォッチャーによる指摘数 ・食品表示一斉点検時の不適率 ・食品表示に対する理解度 <p style="text-align: right;">など</p>
取組の方向性 (案) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新表示制度への対応 ・食品表示の知識の習得 ・監視指導の徹底 <p style="text-align: right;">など</p>

〔2〕リスクコミュニケーション

目指す姿 (5年後)	行政が中心となって食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進し、生産者・事業者、消費者との相互理解を深める場が提供できており、流通する食品に対する <u>消費者の不安意識が軽減</u> できるようになってきています。
KPI (案) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全情報の提供回数 ・食品安全に関する正しい知識の保有割合 ・各種講習会の理解度 ・食品安全推進リーダーの活動回数 ・新型コロナウイルス感染症取組宣言店の宣言数 <p style="text-align: right;">など</p>
取組の方向性 (案) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供体制の充実 ・講習会での理解度チェック ・意見交換の実施 ・食品に関する新しい情報の発信 ・新型コロナウイルス感染症対策の周知 <p style="text-align: right;">など</p>

※KPI 及び取組の方向性については、ビジョンのアクションプラン策定過程における議論や、食品安全推進協議会の協議結果を踏まえて決定する。

○GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理)

・農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

○HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

・食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために、特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法のこと。